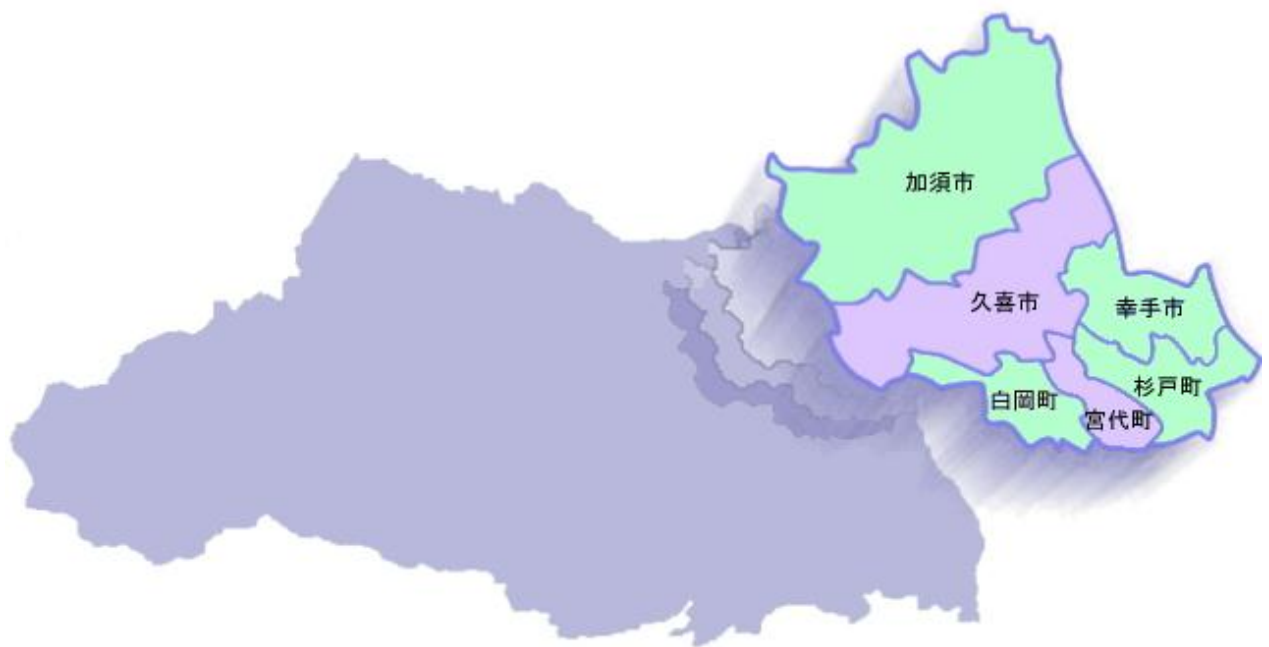


埼玉県消防広域化第7ブロック 広域消防運営計画



平成24年3月

埼玉県消防広域化第7ブロック協議会

目 次

第1章 計画の趣旨と消防の現状

- (1) 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 消防の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 消防広域化の方針

- (1) 広域化の方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 共同で処理する事務・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 議会の組織及び議員の選挙方法・・・・・・・・ 4
- (4) 執行機関の組織及び選任の方法・・・・・・・・ 4
- (5) 公平委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (6) 広域化の期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 組織

- (1) 消防本部の位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 消防本部の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 消防本部の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 権限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (5) 部隊運用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (6) 指令センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (7) 消防署の管轄区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (8) 消防署等の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (9) 消防署の名称及び位置・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (10) 勤務形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (11) 広域化後の定員配置・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (12) 採用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (13) 職員の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4章 職員の処遇等

- (1) 任用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (2) 給料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (3) 諸手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (4) 階級・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (5) 教育、訓練、研修等・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (6) 貸与物品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第5章 施設整備

- (1) 消防施設計画 17
- (2) 電算システム 18
- (3) 通信施設 18
- (4) 署所間ネットワーク 19
- (5) 消防水利 19

第6章 経費負担等

- (1) 経費負担方法 19
- (2) 財産の取扱い 20

第7章 条例・規則等の取扱い

- (1) 条例・規則等の取扱い 20

第8章 外郭団体の取扱い

- (1) 外郭団体の取扱い 20

第9章 消防団等との連携確保

- (1) 消防団との通常時の連携体制 20
- (2) 消防団との災害時の連携体制 20

第10章 防災・国民保護担当部局との連携確保

- (1) 防災・国民保護担当部局との連携確保 21

第11章 その他必要な事項

- (1) 使用料、手数料 21
- (2) 補助金、交付金 21
- (3) 慣行等 21
- (4) 消防音楽隊及び消防ラッパ隊 21

第1章 計画の趣旨と消防の現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条の規定に基づき、「埼玉県消防広域化推進計画」（平成20年3月策定）で定めた広域化対象市町村のうち加須市、久喜市、幸手市、宮代町、白岡町及び杉戸町の3市3町（以下、「組合市町」という。）において、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を果たすため、消防本部の管轄区域を大きくすることにより、行財政上のスケールメリットを活用して、より高度な消防サービスを提供できるよう消防体制の充実強化を図るために必要な事項を定める。

なお、「埼玉県消防広域化推進計画」による第7ブロックは、5市3町となっているが、消防広域化の協議の整った組合市町が先行し、埼玉東部消防組合（以下、「組合」という。）を設立するため、本計画を策定した。

(2) 消防の現状

組合市町が設置する消防本部

平成23年4月1日現在

市町村名	加 須 市	幸 手 市
位 置	加須市大門町19番62号	幸手市東4丁目5番10号
名 称	加須市消防本部	幸手市消防本部
管轄区域	加須市全域	幸手市全域
管轄人口	117,339人	54,444人
職 員 数	153人（消防吏員152人、 消防吏員以外の職員1人）	89人（消防吏員89人）
署 所 数	1署、4分署	1署、1分署

市町村名	白 岡 町	杉 戸 町
位 置	白岡町大字寺塚162番地1	杉戸町大字堤根4750番地1
名 称	白岡町消防本部	杉戸町消防本部
管轄区域	白岡町全域	杉戸町全域
管轄人口	50,665人	47,502人
職 員 数	67人（消防吏員67人）	76人（消防吏員76人）
署 所 数	1署	1署、1出張所

市町村名	久 喜 市 ・ 宮 代 町
位 置	久喜市上早見396番地
名 称	久喜地区消防組合消防本部
管轄区域	久喜消防署【久喜市全域】・宮代消防署【宮代町全域】
管轄人口	189,814人
職 員 数	247人（消防吏員245人、消防吏員以外の職員2人）
署 所 数	2署、4分署、1出張所

※ 管轄人口は、平成23年4月1日現在の総人口である。

● 消防本部の位置



構成消防本部の現況

平成23年4月1日現在

	管轄人口	管轄面積 (km ²)	署所数	緊急自動車 登録台数	職員数	備 考
当地域(第7ブロック)	459,764	320.65	17	95	632	
加須市消防本部	117,339	133.47	5	26	153	
幸手市消防本部	54,444	33.95	2	10	89	
白岡町消防本部	50,665	24.88	1	10	67	
杉戸町消防本部	47,502	30.00	2	12	76	
久喜地区消防組合 消 防 本 部	189,814	98.35	7	37	247	久喜市、宮代町 との組合

消防広域化第7ブロック管轄図



第2章 消防広域化の方針

(1) 広域化の方式

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定に基づき、新たな一部事務組合を設けるものとする。

(2) 共同で処理する事務

① 消防に関する事務

消防団事務及び消防水利（消火栓に限る。）に関する事務を除く。

② 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）により、組合市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの

ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）に基づく事務

ウ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく事務

(3) 議会の組織及び議員の選挙方法

① 議員定数は14人とし、選出区分は加須市3人、久喜市3人、幸手市2人、宮代町2人、白岡町2人、杉戸町2人とする。

② 組合議員は、組合市町の議会議員のうちから、当該市町の議会において、選挙する。欠員が生じたときは、その組合議員の属していた当該市町の議会において、直ちに補欠選挙を行う。

③ 議員の任期は、当該市町の議会議員の任期とし、補欠議員は、前任者の残任期間を任期とする。

④ 組合の議会に、議長及び副議長を置く。

⑤ 議長及び副議長は、組合の議会において、組合議員の中から選挙する。

⑥ 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。

(4) 執行機関の組織及び選任の方法

① 組合に管理者1人及び副管理者5人を置く。

② 管理者は、組合市町の長の協議により組合市町の長の中から定める。また、副管理者は、管理者以外の組合市町の長をもってこれに充てるものとする。

③ 管理者及び副管理者の任期は、組合市町の長にある任期とする。

④ 管理者は、組合を統括及び代表し、並びに組合の事務を管理及び執行する。

- ⑤ 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ管理者が定めた順序により、その職務を代理する。
- ⑥ 組合に会計管理者 1 人を置く。
- ⑦ 会計管理者は、消防本部の置かれる久喜市の会計管理者を併任する。
- ⑧ 組合に監査委員 2 人を置く。
- ⑨ 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ 1 人を選任する。
- ⑩ 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者については組合議員としての任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者については 4 年とする。

(5) 公平委員会

公平委員会は義務設置であり、管理者が識見を有する者のうちからこれを選任し、議会の承認を得る。なお、公平委員会設置条例等を制定し執行する。

(6) 広域化の期日

平成 25 年 4 月 1 日

第 3 章 組織

(1) 消防本部の位置

埼玉県久喜市上早見 3 9 6 番地（現 久喜地区消防組合消防本部）

(2) 消防本部の名称

埼玉東部消防組合消防局

(3) 消防本部の組織

消防本部の組織は、下記のとおりとする。

課	配置人員	係
総務課	1 9	総務係、財政係、職員係
消防課	6	消防係、救助係
救急課	6	救急係、指導係
予防課	8	予防係、査察指導係、保安係
指令課	4 5	指令管理係、指令第一係、指令第二係、指令第三係

(4) 権限

管理者又は消防長の権限に属する消防事務を明確な責任の下に合理的かつ能率的に処理するため、事務執行に関し権限の移譲は行わず、専決で事務の効率化を図る。

また、専決事項については、広域化時には、管轄面積が拡大し、消防本部の

位置も変わることから、各消防署で事務が完結できるよう調整を図り、住民サービス、消防サービスが低下することのないよう新たに専決規程を定める。

(5) 部隊運用等

署所の配置及び人員・車両体制などを踏まえ、平時の災害及び大規模災害への出動体制、部隊運用等の消防に関する計画を作成する。

○消防車両及び配置人員

種 別 所 属	普通 ポン プ車	水 槽 付 ポン プ車	化学 自動 車	は し ご 車	救 助 工 作 車	救 急 車	指 揮 車	合 計 (台)	配置 人員 (人)	合 計 (人)
埼玉東部消防組合久喜消防署										
久喜消防署	1	1	(1)	1	1	1 (1)	1	8 (1)は乗換運用	17	153
久喜消防署 東分署	(1)	1				1		3 (1)は乗換運用	8	
久喜消防署 鷺宮分署	1	1			(1)	1		4 (1)は乗換運用	10	
久喜消防署 菖蒲分署	(1)	1				1		3 (1)は乗換運用	8	
久喜消防署 栗橋分署	(1)	1				1		3 (1)は乗換運用	8	

種 別 所 属	普 通 ポ ン プ 車	水 槽 付 ポ ン プ 車	化 学 自 動 車	は し ご 車	救 助 工 作 車	救 急 車	指 揮 車	合 計 (台)
埼玉東部消防組合加須消防署								
加須消防署	1	1	(1)	(1)	1	1		6 (1)は乗換運用
加須消防署 加須南分署	(1)	1				1		3 (1)は乗換運用
加須消防署 騎西分署	(1)	1				1		3 (1)は乗換運用
加須消防署 北川辺分署	(1)	1				1		3 (1)は乗換運用
加須消防署 大利根分署	(1)	1				1		3 (1)は乗換運用
埼玉東部消防組合幸手消防署								
幸手消防署		1	1		1	2		5
幸手消防署 西分署		1				1		2
埼玉東部消防組合杉戸消防署								
杉戸消防署		2	(1)		1	1 (1)		6 (1)は乗換運用
杉戸消防署 泉出張所	(1)	1				1		3 (1)は乗換運用

配置人員 (人)	合計 (人)
13	123
7	
7	
7	
7	
17	69
6	
12	54
6	

種 別 所 属	普 通 ポ ン プ 車	水 槽 付 ポ ン プ 車	化 学 自 動 車	は し ご 車	救 助 工 作 車	救 急 車	指 揮 車	合 計 (台)	配 置 人 員 (人)	合 計 (人)
埼玉東部消防組合白岡消防署										
白岡消防署	1	1	1	(1)	1	2		7 (1)は乗換運用	1 6	4 8
白岡消防署 分 署	平成25年3月分署開署 ※白岡町新分署の設置に必要な人員及び必要経費については、別途、白岡町で負担する。									
埼玉東部消防組合宮代消防署										
宮代消防署	(1)	1				1		3 (1)は乗換運用	8	3 6
宮代消防署 中島出張所		(1)				1		2 (1)は乗換運用	4	

※ 配置人員については、一当直あたりの人員であり、合計は、3部制の人員合計となる。

・ 出動体制（消防）

○ 災害の種別及び規模により出動体制を次のとおり区分する。

第1出動	災害の発生を覚知すると同時の出動（近隣1隊含む。）
第2出動	災害の覚知時の状況により、第1出動の部隊数を超える数の消防部隊が必要と認められる場合、又は、最高指揮者から要請があったときの出動（最低2隊以上の増隊が必要とされる場合）
第3出動	第2出動の部隊数を超える数の消防部隊が必要と最高指揮者が判断した場合の出動
指定出動	第1出動、第2出動及び第3出動（以下「次数出動」という。）以外の出動で、別計画※による出動
特命出動	次数出動及び指定出動以外の出動で、覚知時の状況又は最高指揮者からの要請等により、消防部隊の中から特に必要とされる隊の出動
応援出動	消防相互応援協定及び緊急消防援助隊の応援要請等に基づく出動

※ 指揮体制は、別に定める。

※ 別計画による出動とは、消防計画により定めるものとする（災害の規模及び各署所で保有する資機材等を考慮した部隊編成と出動、又は、管轄区域境界を越えて出動する場合で、署所の位置や業務出向中等の車両位置により、現場までの距離・時間等を考慮した部隊編成と出動について定める。）。

・救助出動体制（集団災害及び水難救助出動を含む。）

○ 災害の種別及び規模により救助出動体制を次のとおり区分する。

救 助 第 1 出 動	災害の発生を覚知すると同時の出動 （管轄区域の救助部隊が出動する。）
救 助 第 2 出 動	災害の覚知時の状況により、救助第1出動の部隊数を超える数の救助部隊が必要と認められる場合、又は、最高指揮者から要請があったときの出動（この場合、要請場所に最短で到着すると予想される救助部隊1隊を応援出動させる。）
救 助 第 3 出 動	救助第2出動の部隊数を超える数の救助部隊が必要と最高指揮者が判断した場合の出動
救 助 指 定 出 動	救助第1出動、救助第2出動及び救助第3出動（以下「次数出動」という。）以外の出動で、別計画※による出動
特 命 出 動	次数出動及び救助指定出動以外の出動で、覚知時の状況又は最高指揮者からの要請により、救助部隊の中から特に必要とされる隊の出動
救 助 応 援 出 動	消防相互応援協定及び緊急消防援助隊の応援要請等に基づく出動

（救助部隊とは、出動に伴う消防隊及び救急隊を含む。）

※ 指揮体制は、別に定める。

※ 別計画による出動とは、消防計画により定めるものとする。

※ 集団災害発生時の初動体制は、救助第2出動以上とし、消防計画に定める。

※ 水難救助発生時の初動体制は、救助第2出動以上とし、災害状況により潜水救助隊の特命出動を指令して対応する。

・救急出動体制

救急出動は、常に救急救命士1人以上を搭乗させることとし、救急救命士の配置等については、別に定める。

各救急隊の出動区域は、広域時は現行のままとする。消防署管内のすべての救急車が出動した場合、直近消防署の出動可能な救急車が出動する。この場合応援を受ける消防署のポンプ隊が先行出動する。

広域化後の近隣消防本部応援救急出動体制については、別に定める。

・各署所間の出動区域の見直し

指令センターの一元化までは現行のままとするが、広域化に伴う最大のメリットの一つである現場到着時間の短縮や初動体制の強化に努め、署所からの到着時

間等を考慮し、出動区分の枠にとらわれない新たな基準を作成する。

署所の配置や管内人口、面積、道路及び鉄道の状況等を総合的に検証し、警防規程を制定する。

(6) 指令センター

消防本部と同じ庁舎内に設置するものとする。

消防救急無線のデジタル化運用時期に合わせて一元化するものとする。

① 119番通報の受信体制・勤務員の配置

デジタル化までの期間の指令要員は、各消防署に配置するものとする。

加 須 消 防 署	9 人
幸 手 消 防 署	9 人
白 岡 消 防 署	6 人
杉 戸 消 防 署	6 人
消防局 (久喜消防署)	12 人
計	42 人

② 災害出動時の通信指令体制

広域化によって消防力の充実・強化を図るためには、迅速かつ的確な初動管理体制と部隊運用を確立するため通信業務規程を制定し、消防業務を円滑に遂行する。

指令センターの一元化までは、現行どおりとするが指令体制の強化を図るためネットワークシステムを構築し、共有化を図る。

③ 消防無線関係

消防無線については、消防救急無線デジタル化移行時期までは現有する無線機及び無線周波数を継続使用する。

消防業務を迅速かつ的確に処理するため、消防通信の運用及び管理について基本となる通信業務規程を制定する。

(7) 消防署の管轄区域

広域化時は、現行のままとし、指令センターの運用時期に合わせて見直すものとする。

(8) 消防署等の配置

消防署等の配置は、現行のままとする。

なお、白岡町新分署については、平成25年3月開署する。

(9) 消防署の名称及び位置

消防署所の管轄区域や設置場所などを踏まえ、変更に伴い混乱が生じないよう現行の市町の文字を削除したものとする。

名 称	位 置
久喜消防署	久喜市上早見 3 9 6 番地
久喜消防署 東分署	久喜市吉羽 2 丁目 3 0 番地 2
久喜消防署 鷺宮分署	久喜市西大輪 2 1 1 1 番地 6
久喜消防署 菖蒲分署	久喜市菖蒲町新堀 9 6 4 番地 1
久喜消防署 栗橋分署	久喜市栗橋 3 2 4 番地 2
加須消防署	加須市大門町 1 9 番 6 2 号
加須消防署 加須南分署	加須市下高柳 1 9 3 2 番地 1
加須消防署 騎西分署	加須市騎西 3 番 2 号
加須消防署 北川辺分署	加須市麦倉 1 2 5 8 番地 1
加須消防署 大利根分署	加須市北下新井 7 7 3 番地
幸手消防署	幸手市東 4 丁目 5 番 1 0 号
幸手消防署 西分署	幸手市下川崎 1 0 番地
杉戸消防署	杉戸町大字堤根 4 7 5 0 番地 1
杉戸消防署 泉出張所	杉戸町大字樺 6 2 8 番地 2
白岡消防署	白岡町大字寺塚 1 6 2 番地 1
白岡消防署 分署	平成 2 5 年 3 月分署開署
宮代消防署	宮代町大字須賀 6 5 0 番地 1
宮代消防署 中島出張所	宮代町字中島 9 4 番地 1

(10) 勤務形態

暦日を単位とする勤務（毎日勤務）及び交替で定型的な周期による勤務（交替制勤務）とし、交替制勤務については、3 部制とする。

(11) 広域化後の定員配置

各署所の職員数は、現在の職員数を下回らないものとする。
 条例定数は、6 8 2 人とする。

(12) 採用計画

職員定数の定めにより採用計画を作成し、適正な採用を実施する。
 採用は早期退職者及び定年退職者分の補充等とする。

年度別定年退職者数（10 年） (人)

年 度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
経過年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
人 数	10	17	24	23	21	38	25	22	24	20

(13) 職員の配置

各所属の職員の年齢構成のバランスや資格、職員の通勤、参集の条件なども考慮し、組合としての一体性の早期確保が図れるよう配置するものとする。

第4章 職員の処遇等

(1) 任用

人事管理の適正化及び事務の効率化のため、全職員の身分を組合へ移管し、身分を一元化するものとする。

① 職員の身分の取扱い

5 消防本部職員の身分を組合にすべて引き継ぐこととする。

当該職員は、組合設立の前日付けで退職し、組合設立日付けで採用となる。

② 昇任

昇任、昇格、昇給等の基準に関する規則を制定する。

なお、普通昇給月は、4月1日とする。ただし、昇給月1月の職員にあっては、平成25年4月1日に1号給昇給（55歳以上の職員は除く。）するものとする。

昇任昇格の基準は、広域化前の各消防本部の昇任昇格基準を考慮する。

(2) 給料

給料表は、国の行政職俸給表（一）とし、8級制を採用する。

職員の現給を保障するにあたり、国の行政職俸給表（一）の対象外となる職員が生じるため、給料表の号給については、組合として独自に追加する。

ただし、広域化時に国の行政職俸給表（一）の対象外となる職員が格付けされた各級の最高号給を上限として継ぎ足しするものとし、平成30年度から継ぎ足しを廃止する。

現職員の給料については、広域化直前に支給されている各職員の給料月額をベースとして新給料表の級に対する職務を統一することとし、同額又は直近上位の級号給に位置付けることを原則に切り替えるものとし、調整が必要な場合は、個別に対応する。

(3) 諸手当

手当の種類、金額及び支給基準等を見直し、組合市町で相違がないものについては、現行どおりとし、相違があるものについては、組合市町の平均とする。

① 職員手当

・地域手当 月額 3／100

現況又は国の指定率を勘案し、経過措置を設ける。

	加須市	幸手市	白岡町	杉戸町	久喜地区
現 況 国指定率	6 % (4.6 %)	1.5 % (3 %)	3 % (3 %)	3 % (3 %)	3 % (※久喜市2.59%)
H25 年度	5 %	3 %	3 %	3 %	3 %
H26 年度	4 %	3 %	3 %	3 %	3 %
H27 年度	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %

・扶養手当

配偶者 13,000円

満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
6,500円

満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後
の最初の3月31日までの間は、5,000円加算する。

満60歳以上の父母及び祖父母 6,500円

満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
6,500円

重度心身障がい者 6,500円

配偶者のいない場合は、1人については、11,000円

・住居手当

月額23,000以下の家賃を支払っている職員は、家賃の月額から
12,000円を控除した額

月額23,000円を超える家賃を支払っている職員は、家賃の月額
から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の
1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000
円に加算した額

持家で世帯主の場合は、3,000円とする。ただし、経過措置を設
け段階的に減額し、平成27年4月に廃止する。

平成25年 4月 3,000円

平成26年 4月 1,500円

平成27年 4月 廃 止

・通勤手当

片道 2キロ以上 5キロ未満 2,000円

片道 5キロ以上10キロ未満 4,100円

片道10キロ以上15キロ未満 6,500円

片道15キロ以上20キロ未満 8,900円

片道20キロ以上25キロ未満 11,300円

片道25キロ以上30キロ未満 13,700円

片道30キロ以上35キロ未満	16,100円
片道35キロ以上40キロ未満	18,500円
片道40キロ以上45キロ未満	20,900円
片道45キロ以上50キロ未満	21,800円
片道50キロ以上55キロ未満	22,700円
片道55キロ以上60キロ未満	23,600円
片道60キロ以上	24,500円

・休日勤務手当

1時間当たりの給与額×135／100×勤務実績

・夜間勤務手当

1時間当たりの給与額×25／100×勤務実績

・仮眠時間帯の勤務に対する手当

22:00～5:00

休日以外 1時間当りの給与額×150／100×勤務実績

休日 1時間当りの給与額×160／100×勤務実績

5:00～6:30

休日以外 1時間当りの給与額×125／100×勤務実績

休日 1時間当りの給与額×135／100×勤務実績

・特殊勤務手当

火災出動手当 1回 400円

救急出動手当 1回 300円

(救急救命士が特定行為に従事した場合は、1回500円)

救助出動手当 1回 300円

警戒出動手当 1回 200円

(119番受信時に緊急を要すると判断され、緊急走行にて出動し、現場活動した場合)

潜水出動手当 1回 1,000円

緊急消防援助隊派遣手当 1日 2,000円

・管理職手当

職責、職名ごとに各級で示す金額を上限とし、別に定めることを基本とする。

8級 75,000円

7級 60,000円

6級 52,000円

5級 36,000円

・管理職員特別勤務手当

職責、職名ごとに各級で示す金額を上限とし、別に定めることを基本とする。

なお、手当の支給にあたっては、基準を定め、厳格に運用するものとする。

8級 10,000円

7級 8,000円

6級 6,000円

5級 4,000円

6時間を越える場合、日額×150／100

・期末手当

$((\text{給料} + \text{扶養手当} + \text{給料と扶養手当に対する地域手当}) + \text{役職加算}) \times \text{支給割合} \times \text{在職割合}$

支給割合 6月(12月) 期末1.225(1.375)

・勤勉手当

$((\text{給料} + \text{給料に対する地域手当}) + \text{役職加算}) \times \text{支給割合} \times \text{期間率}$

支給割合 6月(12月) 勤勉0.675(0.675)

役職加算 $(\text{給料} + \text{給料に対する地域手当}) \times \text{加算割合}$

加算割合 8級 0.20

7級 0.17

6級 0.15

5級 0.10

4級 0.05 広域化前に係長級として0.07を支給されている職員は、経過措置により段階的に減額する。

平成25年 4月 0.07

平成26年 4月 0.06

平成27年 4月 0.05

3級 廃止とする。ただし、広域化前に3級の役職加算を支給されている職員は、経過措置により段階的に減額する。

平成25年 4月 0.05

平成26年 4月 0.03

平成27年 4月 廃止

② 退職手当

全ての市町等が、埼玉縣市町村総合事務組合に加入しているため、職員の現在の身分を保証した状況で、組合として新たに加入する。

(4) 階級

格付け及び職名については、広域化時までには調整を図り、決定するものとする。

(5) 教育、訓練、研修等

消防学校及び消防大学校等への研修派遣等について、長期的な視点を踏まえ一元化した研修計画を策定するものとする。

① 職員研修

消防職員の教育訓練は、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を充たす消防に係る知識及び技能の効率的、かつ、効果的な修得を図るものとする。

したがって、適切公正、安全、かつ、能率的に業務を遂行できるよう消防職員の資質を高め、組合の消防力を十分に発揮させるために、消防学校及び消防大学校等への研修派遣等について長期的な視点を踏まえ、一元化した研修計画を策定する。

なお、広域化後の平成25年度研修派遣等は、広域化前における各消防本部の計画を尊重するものとする。

・ 派遣研修

派遣先等	種 類
埼玉県消防学校	初任教育、専科教育、幹部教育、特別教育
消防大学校	総合教育、専門教育 実務講習（緊急消防援助隊教育科、危機管理・防災教育科）
救急救命士養成所等	養成（追加）教育、再教育、病院実習
安全運転中央研修所	消防・救急緊急自動車運転技能者
自治人材開発センター	階層別基本研修、階層別選択研修、講師養成研修

※上記のほか、各種業務に対する研修に、関係する職員を派遣させる。

・ 一般研修

消防組合担当課主催の一般（単独）研修は、消防行政の円滑な運営に資することを目的に実施するものとする。なお、組織が広域のため、複数の場所で研修が実施できるよう調整するものとする。

② 職員派遣

各消防本部の職員派遣計画を尊重し、組合としての長期的な職員派遣計画を作成する。

組合となると、多くの関係団体・機関から派遣要請が予測されるため、職

員数の確保を最優先とし派遣する分野や期間、人数等を調整する必要がある。
派遣職員に不利益とならないよう、適正な派遣計画とする。

(6) 貸与物品

効率的に移行できるよう貸与物品の一元化を図るものとする。

主な貸与品及び使用期間等は、久喜地区消防組合のものを基本とする。

広域前に貸与された物品は、当分の間使用するものとする。

第5章 施設整備

(1) 消防施設計画

各消防本部の施設計画等を尊重し、一元化を図るものとする。

① 配備車両の状況

配備車両	久喜消防署	久喜消防署 東分署	久喜消防署 鷺宮分署	久喜消防署 菖蒲分署	久喜消防署 栗橋分署
指令車	2	1	1	1	1
指揮車	1				
普通ポンプ車	1	1	1	1	1
水槽付ポンプ車	1	1	1	1	1
化学車	1				
救助工作車	1		1		
はしご車	1				
救急車	2	1	1	1	1
広報車					
その他の車両	10				

配備車両	加須消防署	加須消防署 加須南分署	加須消防署 騎西分署	加須消防署 北川辺分署	加須消防署 大利根分署
指令車	1				
指揮車	1				
普通ポンプ車	1	1	1	1	1
水槽付ポンプ車	1	1	1	1	1
化学車	1				
救助工作車	1				
はしご車	1				
救急車	1	1	1	1	2（予備含）
広報車		1	1	1	1
その他の車両	9	1	1	2	1

配備車両	幸手消防署	幸手消防署 西分署	配備車両	杉戸消防署	杉戸消防署 泉出張所
指令車	1		指令車	1	
指揮車			指揮車	1	
普通ポンプ車			普通ポンプ車		1
水槽付ポンプ車	1	1	水槽付ポンプ車	2	1
化学車	1		化学車	1	
救助工作車	1		救助工作車	1	
はしご車			はしご車		
救急車	2	1	救急車	2	1
広報車	1		広報車		
その他の車両	5		その他の車両	4	1

配備車両	白岡消防署	白岡消防署 分 署	配備車両	宮代消防署	宮代消防署 中島出張所
指令車	1	平成25年3月 開 署	指令車	1	
指揮車	1		指揮車		
普通ポンプ車	1		普通ポンプ車	2（予備含）	
水槽付ポンプ車	1		水槽付ポンプ車	1	1
化学車	1		化学車		
救助工作車	1		救助工作車		
はしご車	1		はしご車		
救急車	3（予備含）		救急車	2（予備含）	1
広報車	1		広報車		
その他の車両	2		その他の車両	2	1

② 車両の整備計画

現在保有車両の耐用年数及び各消防本部の施設整備計画を尊重する。

③ 資機材の整備計画

計画的に整備を進行するため、更新基準の一元化を行い消防計画に定める。

（２）電算システム

新規システムの導入、又は、既存システムの活用について、相対的に検討し、広域化時に効率的な事務処理体制を構築するものとする。

（３）通信施設

管内人口に見合った高機能消防指令システムは、機能をⅢ型として、消防救急無線のデジタル化への移行計画等に合わせて導入するものとする。

広域化時は現行のままとするが、カーナビゲーションシステムにあっては緊急援助隊登録車両に設置する。

車両動態位置管理システム（ＡＶＭ）の整備については、高機能消防指令システム整備に合わせて導入し、現場到着時間の短縮や初動体制の強化に努め、住民サービスの向上を図る。

支援情報は、指令システム整備時に一元化する。

① 通信指令システム

消防救急無線デジタル化移行時期に合せて一元化する。

通信指令システムは、Ⅲ型を導入し、１１９番通報（携帯、ＩＰ、緊急通報システム、緊急ＦＡＸ含む）からの入電を一元化する。

支援情報は、指令システム整備時に一元化する。

（４）署所間ネットワーク

新規システムの導入又は既存システムの活用について、相対的に検討し、広域化時に署所間のネットワークシステムを一元化するものとする。

（５）消防水利

消防水利の充足率向上及び維持管理のために、統一した整備計画及び水利要綱等を作成するものとする。

第６章 経費負担等

（１）経費負担方法

・組合市町の負担金は、広域化後５年間（平成２５年度から平成２９年度）は、直近前３年（平成２１年度から平成２３年度）平均の消防費決算額（消防団費及び庁舎建設等特殊事情経費を除く一般財源分。以下同じ。）を原則として上回らないものとする。

６年目以降の組合市町の負担金は、広域化後３年以内に定員適正化計画や施設適正化計画等を策定し、５年をかけて段階的に消防費決算額の５パーセントを目標に削減を図るものとする。

１１年目以降の負担金の算出方法は、基準財政需要額割（各年度の直近前３年平均のものとする。）を基本とし、改めて協議するものとする。

また、消防救急無線のデジタル化等に係る経費については、別途協議するものとする。

・土地取得については、当該市町が行い、庁舎建設及び庁舎大規模改修等（消防局機能施設を除く。）については、当該市町の負担により組合が事業執行する。

・防火水槽に係る経費については、当該市町の負担により組合が事業執行する。

(2) 財産の取扱い

① 財産の管理

組合において財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例・規則・規程を新たに定める。

各市町及び久喜地区消防組合において管理を行っていたものについて、組合が引き継ぎ一括管理を行う。

② 財産の取扱い

常備消防の用に供している土地は無償貸与、建物及び動産は無償譲与とし組合が引き継ぐものとする。

③ 債務の取扱い

広域化前の消防施設整備に係る地方債等の債務については当該市町が負担するものとする。

第7章 条例・規則等の取扱い

(1) 条例・規則等の取扱い

広域消防運営計画に係る事務事業一元化整理項目の協議において承認された調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

① 広域化と同時に、管理者の専決処分等により即時制定し、施行させるもの。
(即時施行)

② 広域化後に制定し、施行させるもの。(漸次施行)

第8章 外郭団体の取扱い

(1) 外郭団体の取扱い

組合の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、広域化後に一元化に努めるものとする。

第9章 消防団等との連携確保

(1) 消防団との通常時の連携体制

消防団の指導（ポンプ操法、訓練等）に係る体制について各市町の担当部局と連絡会議を開く。

組合として、基本的な指導マニュアルを策定する。策定までは、各署所の指導方法のままとする。

(2) 消防団との災害時の連携体制

消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

出動指令は、広域化時は現行のままとし、消防救急無線のデジタル化に合わせ一元化するものとする。

第 10 章 防災・国民保護担当部局との連携確保

(1) 防災・国民保護担当部局との連携確保

自然災害やテロ、武力攻撃等の有事の際の、各市町の防災・国民保護担当部局との連絡方法を確立し、消防本部から防災会議及び国民保護協議会等の構成員として参画し、連携を図るものとする。

第 11 章 その他必要な事項

(1) 使用料、手数料

受益者負担の原則やサービスに対する適正な負担を基本とし、地域の実情等を踏まえて広域化時まで一元化するものとする。

(2) 補助金、交付金

広域化時は、現行のままとする。

広域化後に目的、効果等を総合的に勘案しながら、従来からの経緯や実情等に配慮し、見直しを行うものとする。

(3) 慣行等

組合旗、組合章及び本部旗については、広域化後速やかに定める。

表彰制度については、広域化時まで一元化するものとする。

その他の慣行については、従来からの経緯や実情等に配慮して、当面現行のままとする。

(4) 消防音楽隊及び消防ラッパ隊

消防音楽隊と消防ラッパ隊を、広域化後に一元化し運営方法を定めるものとする。

(5) 定員適正化計画及び施設適正化計画を踏まえ、消防広域化のメリットが早期に発揮できるよう、組合市町で協議を続けるものとする。

【事務局】〒346-0021

埼玉県久喜市上早見396番地(久喜地区消防組合消防本部内)

埼玉県消防広域化第7ブロック協議会事務局

TEL : 0480-21-0297

FAX : 0480-26-9311

E-mail : kouiki@kukichiku-119.jp